

石巻市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年12月28日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 教育委員会（各総合支所管内における教育機関及び附属機関等）
視聴覚センター、河北学校給食センター、大谷地小学校、
飯野川小学校、河北中学校、河北公民館、雄勝公民館、
河南学校給食センター、広渕小学校、齋藤氏庭園、河南公民館、
鹿又小学校、河南東中学校、桃生公民館、桃生文化交流会館、
桃生農業者体験実習館、北上公民館、北上中学校、北上小学校、
牡鹿公民館、島の楽校、寄磯小学校
- 2 監査期間 令和5年8月24日から令和5年12月27日まで
- 3 監査対象範囲 前回監査終了時から令和5年7月までの一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。
なお、軽微な誤り等については、別途指導及び注意しました。

指 摘 事 項

1 法令に違反した事項又は不当で重大な事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済若しくは非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
学校教育課	財産管理事務 (令和5年度)	各総合支所管内の学校において、薬品の保管状況等を試査したところ、薬品庫に施錠し厳重に保管されていたが、薬品管理台帳については、薬品ごとの使用状況や購入履歴等の記録がなされていない事例が複数の学校で見受けられたので、今後は、宮城県教育庁義務教育課長通知及び学習指導要領等に基づき、適正に保管薬品の残量を管理し、薬品管理台帳の記録をするよう、各学校へ指導すること。
河南公民館	基本的事項 (令和5年度)	郵便切手について、郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認する等適正に管理すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・郵便発送簿の残高 5,288 円 (最終記載日 R5. 8. 22) ・郵便切手の残高 5,298 円 (確認日 R5. 9. 6) ・差額 10 円 (現物過多)
桃生公民館	基本的事項 (令和5年度)	郵便切手について、予算所属及び施設ごとに区分けし管理しているが、不足が生じた際に他の施設の切手を一時的に借用する取扱いが恒常的に行われてきたことにより、郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。今後は、切手の一時的な借用は行わないこと。また、使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認する等適正に管理すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・郵便発送簿の残高 50,227 円 (最終記載 R5. 10. 2) ・郵便切手の残高 51,004 円 (確認日 R5. 10. 4) ・差額 777 円 (現物過多)
	団体管理事務 (令和4年度)	(1) 桃生町地域ぐるみ青少年健全育成協議会における事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。 ア 支払日(領収日付)以降に預金から払出した例があり、立替払と認められる。 (ア) 事務局費(通信運搬費) <ul style="list-style-type: none"> ・支出内容 検討部会開催通知郵便代 ・金額 1,316 円 ・支出伺 令和4年8月23日 ・支払日 令和4年8月19日(領収書日付) ・預金払出日 令和4年8月23日 (イ) 事務局費(食糧費)

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・支出内容 検討部会お茶代 ・金額 1,925 円 ・支出伺 令和5年3月3日 ・支払日 令和5年1月26日（領収書日付） ・預金払出日 令和5年3月3日 <p>(ウ) 事務局費（通信運搬費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出内容 郵便代 ・金額 4,284 円 ・支出伺 令和5年3月3日 ・支払日 令和5年1月30日（領収書日付） ・預金払出日 令和5年3月3日 <p>イ 物品の納品、請求があったと推測される日から3か月以上日数を経過してから代金を支出している例があった。</p> <p>(ア) 推進事業費（消耗品費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出内容 あいさつ運動標語記念品代 ・金額 17,908 円 ・物品納品日 令和4年8月31日（納品書日付） ・支出伺 令和4年12月7日 ・支払日 令和4年12月7日（領収書日付） ・預金払出日 令和4年12月7日 <p>(2) 桃生町長生大学における事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。</p> <p>ア 支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払と認められる。</p> <p>(ア) 事業費（食糧費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出内容 開講式記念講演講師弁当代 ・金額 1,000 円 ・支出伺 令和4年6月16日 ・支払日 令和4年6月15日（領収書日付） ・預金払出日 令和4年6月16日
北上小学校	基本的事項 (令和5年度)	<p>郵便切手について、郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認する等適正に管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便発送簿の残高 23,522 円（最終記載日 R5. 8. 30） ・郵便切手の残高 23,578 円（確認日 R5. 9. 29） ・差額 56 円（現物過多）